

# 大分県報

令和四年  
第二七二号  
一月七日

（金曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正……………

### 告示

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………

指定予定保安林（二件）……………

### 公告

所在不明者に対する保安林指定予定通知の揭示……………

## ○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月七日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第1号

### 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分中央警察署の部の中央交番の項中「新川町2丁目」の次に「、新川西1丁目、新川西2丁目」を加え、同部の西大分交番の項中「季の坂3丁目」の次に「、城南北1丁目の一部」を加え、同部の南大分交番の項中「広瀬町2丁目」の次に「、城南北1丁目の一部、城南北2丁目、城南東1丁目、城南東2丁目、城南南1丁目、城南南2丁目、城南西1丁目、城南西2丁目」を加え、同表の大分南警察署の部の敷戸交番の項中「寒田わかば台」の次に「、ふじが丘北1丁目、ふじが丘北2丁目、ふじが丘東1丁目、ふじが丘東2丁目、ふじが丘東3丁目、ふじが丘西1丁目、ふじが丘西2丁目、ふじが丘西3丁目、ふじが

丘南1丁目、ふじが丘南2丁目、ふじが丘南3丁目、ふじが丘山手1丁目、ふじが丘山手2丁目、ふじが丘山手3丁目」を、「大字光吉」の次に「、大字田尻の一部」を加え、同部の種田交番の項中「大字田尻」を「大字田尻の一部」に改める。

附 則  
この規則は、令和四年一月8日から施行する。

## ○告示

### 大分県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年一月七日

大分県知事 広 瀬 貞

地区名

縦覧期間

縦覧場所

柚ノ木地区一工区

令四・一・七から  
令四・一・二七まで

由布市役所

### 大分県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年一月七日

大分県知事 広 瀬 貞

一 保安林予定森林の所在場所

大分市大字河原内字竹ノ尾八五八五番、八五九〇番、八五九四番、字荒平八五九六番

一、八六〇一番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

令和四年一月七日

大分県報（公安委規則・告示）

一

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年一月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市直入町大字長湯字下野六二五二番三（次の図に示す部分に限る。）、六二五一番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○公

告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。  
令和四年一月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名

掲示場所

工藤 茂、工藤 斧三郎

由布市役所

二 通知の要旨

令和三年十二月七日付け大分県告示第六百七十二号により行った森林法第三十条の規定による通知